

「スモール・ビジネス育成支援プログラム実施業務」 企画提案公募実施要領

島根県では、中山間地域における地域産業の振興を図り、起業や創業、雇用創出を促進することを目的に、「スモール・ビジネス育成支援プログラム実施業務」を行います。ついては、この業務を民間事業者の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

※スモール・ビジネスとは、中山間地域の自然環境や資源を活用して魅力ある商品やサービスを開発し、小規模であっても継続的に収入を得ることができる取組のことをいう。

1. 委託業務の内容

(1) 委託業務名

スモール・ビジネス育成支援プログラム実施業務

(2) 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

なお、支援対象者が支援を経て事業成果を得るためには、同一の受託者による継続的な支援が必要であるため、年度毎の必要予算が議決され、且つ令和7年度の委託業務の内容について県と合意できた場合に限り、令和7年度も令和6年度の受託者と引続き契約を締結する。ただし、その場合において、単年度ごとに委託契約候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において契約する。

(3) 業務内容

別添仕様書のとおり

(4) 委託料の上限 19,178千円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額には、企画提案書に基づく委託業務の全てが含まれるとともに、県との打ち合わせに要する費用を含む。

2. 参加資格

(1) 単独の法人若しくは複数の法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）であること。

(2) 次の各号を満たすこと。

ア 委託事業を的確に遂行するに足る能力を有すること。

イ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。

ウ 総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備していること。

エ 労働者名簿、出勤簿及び賃金台帳等の労働関係帳簿類を整備していること。

オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

カ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

キ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。

ク 最近1事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

ケ 島根県税を滞納していない者であること。

コ 複数のコンソーシアムの構成員になって参加し、又はコンソーシアム構成員及び単独の法人として重複参加していないこと。

(3) 委託業務終了までの間、4に記載の担当課との連絡調整が随時行えると判断できること。

3. 募集に関するスケジュール等

事業の委託にあたり、企画提案参加希望者から事前に企画提案公募参加表明書（様式1）の提出を受け付け、資格の有無を審査する。その上で、参加資格を有する者に対して企画提案書の提出及び提案者プレゼンテーションへの出席を要請する。

(1) 募集期間	令和6年2月20日（火）～3月22日（金）午後5時 ※企画提案公募実施要領は、4に記載の担当課で配布するほか、ホームページで閲覧、ダウンロード可能。
(2) 事前説明会	ア 日 時 令和6年3月6日（水）11:00～12:00 イ 開催方法 オンライン（Z o o m） ウ 参加方法 令和6年3月1日（金）午後5時までに4記載の担当課へメールにて参加申込を受け付ける。なお、メール送付の際は、件名に委託業務名、メール本文に事前説明会参加の旨及び、事業者名、担当者名、電話番号を記載すること。参加希望者には、事前説明会の前日までにZ o o m U R L を本県担当者より送付する。
(3) 企画提案の参加表明書の提出	企画提案に参加する者は、企画提案公募参加表明書（様式1）に以下の書類を添えて、令和6年3月12日（火）午後5時までに <u>持参又は郵送により</u> 提出すること。 ※持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く。）とし、郵送の場合は簡易書留とする。 ア 島根県税に滞納がないこと又は納税義務がないことの証明書（発行後3ヶ月以内のもの、写し可）1部 イ 消費税及び地方消費税の滞納がないこと又は納税義務がないことの証明書（発行後3ヶ月以内のもの、写し可）1部

	ウ 法人等の概要がわかるもの（会社案内等）1部 ※コンソーシアムによる参加の場合は、上記の書類について構成員すべての書類及びコンソーシアム協定書の写しを添付すること
(4) 参加資格通知予定日	令和6年3月14日（木）
(5) 質疑の受付期間	質疑がある場合は、必ず質問票（様式2）により、令和6年3月12日（火）午後5時までに郵送又はメールにより提出すること。
(6) 質疑の回答	令和6年3月14日（木）を目途に、4記載の担当課ホームページに各質疑及び回答を一覧にし、掲載する。なお、応募書類の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に係る質疑については、公平性の確保及び公平な審査を行うため受け付けない。
(7) 企画提案書提出期限	令和6年3月22日（金）午後5時
(8) 提案者プレゼンテーション及び審査	令和6年3月下旬（会場は松江市内を予定） ※プレゼンテーションの日時、場所等詳細は、企画提案参加表明書提出者に別途通知する。
(9) 提案者プレゼンテーションの方法	提案者毎に15分以内で説明を行った後、審査委員からの質問（10分程度）を行う。

4. 提出先及び問い合わせ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県地域振興部中山間地域・離島振興課 スモール・ビジネス推進係（担当：岸）

TEL：0852-22-6449

E-mail：chusankan-rito@pref.shimane.lg.jp

URL：https://www.pref.shimane.lg.jp/chusankan_ritou/

5. 企画提案書等の作成、提出方法

(1) 作成方法	ア 企画提案書は任意様式により作成すること。また、提案書の表紙には、「スモール・ビジネス育成支援プログラム実施業務」と記載し、併せて提案者を記載すること。 イ 用紙の大きさはA4判縦、横書き、左綴じとする。（図表等は必要に応じA3判の折り込みも可とする。）
(2) 提出方法	ア 計6部提出すること。 イ 令和6年3月22日（金）午後5時までに <u>持参又は郵送により</u> 提出すること。 ※持参の場合の受付は、午前9時から午後5時（土、日曜

	日は除く。)までとし、郵送の場合は、簡易書留とする。
(3) その他の書類	見積書（任意様式）を1部提出すること。 ※見積書は、提案する企画内容等の実施に係る一切の経費を見込むこと。 ※明細を作成し、可能な限りそれぞれの積算方法を示すこと。
(4) 企画提案等に係る留意事項	ア 企画提案に係る経費は、単独の法人による参加はその法人に対して、コンソーシアムによる参加は代表法人に対して、1提案あたり10,000円（消費税等含む）を支給する。ただし、受託者及び資格審査により参加資格がないとした者に対しては支給しない。 イ 企画提案に係る経費は、受託者が決定した後、企画提案公募参加表明書（様式1）に記載された金融機関の口座に振り込む。 ウ 事業の効果、効率性の観点から、採用された企画の内容を変更することがある。 エ 提出された書類一式については、返却しない。

6. 企画提案書等に記述する内容

(1) 企画提案書	企画提案書作成にあたって、特に提案を求めるポイントは以下のとおり。 ア 業務全般 ・中山間地域における課題及びニーズ イ 起業・創業者向け研修及び分野別セミナー ・テーマ及び実施内容 ・受講者の募集及び運営方法等 ウ 個別支援及び販路開拓支援 ・支援の流れ（課題・ニーズの把握、助言・指導等） ・具体的な支援方法及び体制 ・専門家の分野、経歴及び実績 エ これまでの関連業務の実績 オ 全体の業務に関して、自社ノウハウ等から効率的、効果的に行う手法がある場合は、それを折り込んだ提案を行い、その効果を記述すること。仕様書に示した内容以外に独自に提案できる事項があれば提案すること
(2) 業務全体の実施体制	本業務を実施するための体制について、職名、職員数、役割分担等を記述すること。

(3) 見積書	<p>ア 見積書について、それぞれ次の項目について記載すること。</p> <p>講師謝金・旅費、自社人件費・旅費、会場使用料、印刷費、助言・指導に必要なWEB環境の整備の係る費用等</p> <p>イ 謝金及び旅費は、以下を想定して計上すること（業務の詳細は仕様書のとおり）</p> <p>① 受託者と県との打ち合わせ</p> <p>② 起業・創業者向け研修 全5回程度</p> <p>③ 分野別セミナー 全4回</p> <p>④ 個別支援 20事業者程度に対し、1事業者あたり4回程度の相談支援を想定</p> <p>⑤ 販路開拓支援</p> <p>⑥ 補助金事前相談会</p>
---------	--

7. 審査方法等

(1) 審査方法	<p>島根県中山間地域・離島振興課内に関係部署等で構成された審査委員会を設置し、次項の審査内容に基づき審査を行い、業務の内容に最も適する企画を提案した者を本業務の受託者として選定する。</p> <p>なお、審査の結果、適当と判断される企画提案がない場合は、受託者を選定しないことがある。</p>
(2) 審査内容 ※主な審査の視点	<p>ア 事業の趣旨及び中山間地域における課題及びニーズを踏まえた内容となっているか。</p> <p>イ 起業・創業者向け研修及び分野別セミナーは、受講者のスキルアップや商品等の魅力化に繋がるものか。受講者の募集及び運営方法は十分か。</p> <p>ウ 専門家による助言・指導の手法は効果的且つ効率的であり、支援対象者の主体的な取組みを促すものか。必要な支援体制が確保されているか。</p> <p>エ 販路開拓は、支援対象者のニーズに応じた伴走型の支援が可能か。</p> <p>オ 関連業務の実績は十分か。</p> <p>カ 独自提案による付加価値はあるか。また、独自提案の実行可能性はあるか。</p>
(3) 採否通知	令和6年4月上旬を目途に、提案者全員に通知する。

8. 契約

(1) 契約方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、審査委員会が選定した委託契約候補者と島根県が随意契約を行う。

また、委託契約の締結にあたっては、地方自治法及び島根県会計規則をはじめとする諸規程が適用される。

(2) 契約金額

採択決定後、委託契約候補者から改めて見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 契約保証金

島根県会計規則の規定による。

(4) 本業務にかかる予算は、令和6年2月議会に提案中であり、予算が成立しなかった場合は契約を行わない。

9. 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 参加する資格のない者が提案したとき。

(2) 所定の日時及び場所に書類の提出をしないとき。

(3) 事実と反する提案や提案に関する不正行為があったとき。

(4) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10. その他

(1) 企画提案者は複数の提案書の提出はできないものとする。

(2) 書類提出後に辞退する場合は、書面でその旨を上記4の「提出先及び問い合わせ先」まで申し出ること。

(3) 企画提案者は、企画提案書の提出をもって、「スモール・ビジネス育成支援プログラム実施業務」企画提案公募実施要領及び仕様書の記載内容に同意したものとする。

(4) 企画提案書の提出期限以降における差し替え及び再提出は認められないので留意すること。

(5) 委託業務の受託者に選定され、県と委託契約を締結した者は、委託業務実施に関する以下の関係帳簿類を整備し、業務完了後5年間は保管するものとする。

ア 総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類

イ 労働者名簿、出勤簿等の労働関係帳簿類

(6) 本委託業務実施に関し必要があるときは、関係書類及び資料を求め、又は監査を行う。

(7) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

(8) 企画提案経費として、提案者に対し、1提案あたり10,000円を支給する（受託者及び

参加資格のない者を除く。)